

株券の電子化に伴う特別口座開設の公告

平成20年11月25日

株主及び登録株式質権者 各位

長野県上田市古里115番地
株式会社シーティーエス
代表取締役社長 横島 泰蔵

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下、「株式等決済合理化法」といいます。)の施行にあたり、同法附則第8条第1項に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座の開設及び記録を行うための通知

当社は、株式等決済合理化法の施行日における、同法附則第8条第1項第1号に定める通知対象株主等について、同法の施行日以後、遅滞なく、特別口座の開設及び記録を行うために必要な事項(同法附則第8条第5項各号に定める事項)を特定振替機関(株式会社証券保管振替機構)に対し通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、株式等決済合理化法附則第8条第4項前段の規定による口座の開設の申出を、次の口座管理機関に行い、特別口座を開設いたします。

住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

以上